

教職員の労働環境の是正を求める意見書

文科省は、「学校が教員の長時間勤務に支えられている状況には限界がある」として、中央教育審議会に改善策の検討を諮問し、中教審等での議論が開始された。

一方、政府の「働き方改革」においては、教職員は公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）により労働基準法の一部適用除外となっているとして、議論の対象外とされている。

「給特法」制定時の文部省「教員勤務状況調査」では、教員の時間外勤務は、週あたり小学校1時間20分、中学校2時間30分、平均1時間48分で、これをもとに約4%（月8時間程度）に相当するとして教職調整額が積算されたが、現在は「給特法」制定当時と大きく異なり、超勤が無制限・無定量となっている。

現在、長時間労働が社会問題化し「働き方改革」が求められている中で、教職員についても、実効性ある超過勤務削減策が急務となっている。

以上のことから、次の事項について要望する。

記

- 1 教職員の労働環境の是正に向け、「給特法」の改廃を含め、抜本的な法整備を行うように働きかけること。
- 2 当面、現行「給特法・条例」下においては、実効ある教職員の勤務条件・教育条件の改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

北海道遠軽町議会

提出先 北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会教育長